

和歌山平野農地防災事業
藤崎井水路（波分排水路）建設工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
和歌山平野農地防災事業所

項 目	内 容	摘 要
第1章 総則	<p>和歌山平野農地防災事業 藤崎井水路（波分排水路）建設工事（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和7年5月）」 （URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施する。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>	
第2章 工事内容	<p>1 目的 本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、藤崎井水路（波分排水路）の新設を行うものである。</p> <p>2 工事場所 和歌山県岩出市堀口、曾屋地内</p> <p>3 工事概要 本工事の概要は次のとおりである。 水路延長 L=508.4m 施工始点 測点No.0-19.44 施工終点 測点E.P 内訳 管水路(φ1200mm)推進工延長 L=446.8m 推進工法用鉄筋コンクリート管2種 φ1200 L=451.58m 外殻鋼管付推進工法用鉄筋コンクリート管3種 φ1200 L= 2.43m 分流工 N=1箇所 放流工 N=1箇所</p> <p>4 工事数量 別紙「工事数量表」のとおりである。</p> <p>5 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和8年5月27日から令和10年3月6日まで （余裕期間：契約締結の日から令和8年5月26日まで） ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>	
第3章 施工条件	<p>1 工事期間中の休業日 工事期間中の休業日として、推進工事は休日等11日（月平均）を見込んでいる。 その他工事は雨天・休日等13日（月平均）を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。</p>	

項 目	内 容	摘 要								
2 寒中コンクリート	<p>1) 本工事におけるコンクリート工事の施工に当たって、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」は想定していない。</p> <p>2) 気象状況により寒中コンクリートの施工を行う必要がある場合は、監督職員と協議の上、養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-6に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。</p>									
3 工程制限	<p>既設水路との接続部については、藤崎井水路通水期間（5月1日～9月30日）は施工できない。</p> <p>なお、詳細な期間は、監督職員と打合わせるものとする。</p>									
4 作業時間の制限	<p>推進工事については、昼間作業(実働8時間)を想定おり、周辺住民に配慮し、大型工事車両は、午前8時以前及び午後5時30分以降の通行を行ってはならない。やむを得ず通行する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>なお、詳細な作業制限については、監督職員と打合わせるものとする。</p>									
5 工事を施工しない日	<p>原則、土曜日、日曜日、大型連休、夏季休暇及び年末年始休暇とする。ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。</p> <p>なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむを得ず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>									
6 工事を施工しない時間帯	<p>原則、平日の午後5時30分から午前8時までとする。</p> <p>なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむを得ず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>									
第4章 現場条件										
1 土質	<p>本工事の施工場所の土質は、砂礫土及び粘性土を想定している。</p>									
2 関連工事	<p>本工事に関連する工事として、次に示す工事が予定されているので、監督職員を通じ、関連工事の責任者と十分連絡・協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="375 1467 1332 1590"> <thead> <tr> <th data-bbox="375 1467 853 1512">工 事 名</th> <th data-bbox="853 1467 1125 1512">工 期</th> <th data-bbox="1125 1467 1332 1512">調整事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="375 1512 853 1556">和歌山平野農地防災事業</td> <td data-bbox="853 1512 1125 1556">令和9年3月～</td> <td data-bbox="1125 1512 1332 1556" rowspan="2">分流ゲート据付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1556 853 1590">関戸支線水路他ゲート製作据付工事(仮称)</td> <td data-bbox="853 1556 1125 1590">令和10年3月(予定)</td> </tr> </tbody> </table>		工 事 名	工 期	調整事項	和歌山平野農地防災事業	令和9年3月～	分流ゲート据付	関戸支線水路他ゲート製作据付工事(仮称)	令和10年3月(予定)
工 事 名	工 期	調整事項								
和歌山平野農地防災事業	令和9年3月～	分流ゲート据付								
関戸支線水路他ゲート製作据付工事(仮称)	令和10年3月(予定)									
3 第三者に対する措置 (1) 騒音、振動対策	<p>1) 騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。</p> <p>2) 特に住宅隣接箇所における構造物の取り壊し等に際しては、低騒音・低振動の機種を使用するものとする。</p> <p>3) 工事の着手前及び施工時には、次表のとおり騒音・振動調査を実施するものとし、その調査結果について、監督職員が示す様式（騒音測定一覧表及び振動測定一覧表）により、速やかに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、測定結果が下表に示す基準値を超える場合は、直ちに作業を中止し、監督職員と協議するものとする。</p> <p>また、発進基地での作業については、第5章に基づくものとする。</p>									

項目	内 容				摘 要
		騒音レベル測定	振動レベル測定		
測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）		振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）		
基準値	85dB		75dB		
測定日数	工事着手前1日、工事实施中 各1日				
測定地点	工事实施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。		工事实施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。		
測定時間等	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。なお、その都度、主要騒音要因を適切に評価・記載するものとする。		午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。なお、その都度、主要振動要因を適切に評価・記載するものとする。		
(2) 濁水対策	<p>1) 本工事の推進工の施工に伴い発生する汚濁水は、全量、産業廃物処理とする。また、立坑工事の施工に伴い発生する濁水対策は計上していないが、必要な場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 受注者は、濁水対策が必要な場合は施工に先立ち、濁水処理計画書等を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。</p>				
(3) 境界対策	<p>本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。</p> <p>また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないように、十分留意して施工するものとする。</p> <p>なお、受注者の責によるトラブルの生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。</p>				
(4) 営農対策	本工事の隣接農地における営農に支障が出ないように配慮しなければならない。				
(5) 現場内への立入制限等	安全のため第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。				
(6) 保安対策	<p>1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。</p> <p>2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p>				
	配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備 考
	市道山西国分線 (発進立坑)	3人/日	昼間	無	工事施工中に配置 (材料搬出入時)
		1人/日	昼間	無	工事施工中に配置
	市道山西国分線 (到達立坑)	3人/日	昼間	無	工事施行中に配置 (材料搬出入時)
		1人/日	昼間	無	工事施工中に配置
(7) 交通対策	1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない				

項 目	内 容	摘 要								
<p>(8) 早朝及び夜間作業の禁止</p> <p>(9) 防塵対策</p> <p>(10) 道路沿線住宅対策</p> <p>(11) 関係機関との調整</p> <p>(12) 地上地下施設に対する安全対策</p> <p>4 調査</p> <p>(1) 平板載荷</p>	<p>ない。</p> <p>2) 工事用車両は、主要資材及び土砂の搬入出等において、車両からの流出、飛散等を防止しなければならない。</p> <p>3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、その補修工事を指示することがある。</p> <p>工事現場周辺の一般道路について、工事用車両が頻繁に通行する道路について、事前に路面状況等を記録しておくものとする。なお、受注者の責で道路を破損した場合は原形復旧を行うこととする。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>労働災害及び騒音防止の観点から、資材、土砂等の搬入・搬出は、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。</p> <p>強風・乾燥時等に仮設ヤード及び周辺道路等を走行する場合は、定期的に散水を行うなど、防塵に努めるものとする。</p> <p>道路沿線住民の出入りに支障を来さぬよう十分配慮しなければならない。なお、地元関係者との協議により対策を講じる必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1) 道路協議 市道の道路占用協議については、令和7年11月に成立している。</p> <p>2) 法定外公共物協議 法定外公共物の施工承認協議については、令和7年11月に成立している。</p> <p>1) 受注者は、共通仕様書第1編3-2-2の1(2)に示すとおり架空線等の上空施設の調査を行い、監督職員に報告するものとし、架空線等上空施設の下を工事用車両等が通過する箇所では、高さ制限を確認する安全対策施設（簡易ゲート）の設置を行うものとする。ただし、安全対策施設について施工計画対策が不要な場合はこの限りではない。</p> <p>なお、架空線等の安全対策に要する誘導員の配置や架空線の防護管を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 受注者は、地下埋設物の埋設状況について関係機関の他、設計図書や監督職員からの情報を把握するものとする。なお、埋設物周辺では慎重な施工を行うものとする。また、新たに地下埋設物を発見した場合は共通仕様書第1章1-1-36に基づき監督職員に報告するものとする。</p> <p>なお、円滑な施工を行うために試掘調査が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>構造物基礎地盤において、次のとおり調査を行い、地盤支持力を確認し、監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、以下の値を満たさない場合、又は地質が異なる場合は、監督職員と協議するものとし、以降の作業を行ってはならない。</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="406 1971 598 2049">位 置</th> <th data-bbox="598 1971 782 2049">設計地盤支持力</th> <th data-bbox="782 1971 949 2049">調査方法 (箇所数)</th> <th data-bbox="949 1971 1204 2049">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="406 2049 598 2116">分流工</td> <td data-bbox="598 2049 782 2116">51.380kN/m²</td> <td data-bbox="782 2049 949 2116">平板載荷試験 (1箇所)</td> <td data-bbox="949 2049 1204 2116"></td> </tr> </tbody> </table>	位 置	設計地盤支持力	調査方法 (箇所数)	備 考	分流工	51.380kN/m ²	平板載荷試験 (1箇所)		
位 置	設計地盤支持力	調査方法 (箇所数)	備 考							
分流工	51.380kN/m ²	平板載荷試験 (1箇所)								

項目	内 容				摘要												
5 照査	分流水槽	106.267kN/m ²	平板載荷試験 (1箇所)														
	放流水槽	87.870kN/m ²	平板載荷試験 (1箇所)														
第5章 指定仮設	共通仕様書第1編1-1-3に基づく設計図書の照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。																
1 工事用地等	<p>1) 本工事に必要な借地範囲は別添図面に示すとおりであり、受注者は、この借地範囲に資材置場等を設置するものとする。</p> <p>2) 耕地上に資材置場及び工事用道路造成等の盛土を行う場合は、土木シートを敷設するものとし、シート撤去時に盛土材等が耕地に飛散し復旧後の営農に支障を与えることのないよう、盛土の材料には良質な材料を使用するものとする。</p> <p>3) 工事用地等の使用に先立ち、借地用地及び借地用地に近接する部分の地盤高さを10mメッシュの頻度で計測するものとし、測定した箇所は座標にて管理し、測定結果を監督職員に報告するものとする。</p> <p>4) 工事用地等については、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。</p>																
2 立坑等	<p>1) 立坑は契約図面に示すとおりとする。また、施工に当たっては、施工前に機械の配置、組立、撤去等の施工計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>2) 推進工事期間中の点検、補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。</p> <p>3) 立坑形式及び施工方法は次のとおり想定しているが、現場条件等により、想定している立坑形式及び施工方法が困難と判断される場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="399 1276 1308 1478"> <thead> <tr> <th>施工場所</th> <th>種別</th> <th>施工方法</th> <th>施工条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発進立坑</td> <td>鋼矢板土留 (IV型)</td> <td>油圧圧入引抜機 (硬質地盤クリア工法)</td> <td>50<N値≤100</td> </tr> <tr> <td>到達立坑</td> <td>ライナープレート 式立坑</td> <td>機械施工 人力施工</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 切梁、腹起し設置のための余堀り深さは、切梁材中心線から0.7m以内とする。</p> <p>5) ライナープレート立坑</p> <p>1) 到達立坑の掘削にあたっては、先行掘削になるため地盤が自立しているかを確認し順次掘り下げていかなければならない。また、ライナープレートと地山との空隙を少なくするよう掘削しなければならない。</p> <p>2) 掘削は1リングごとに行い、地山の崩壊を防止するために速やかにライナープレートを設置しなければならない。</p> <p>3) 1リング組立完了後、形状・寸法・水平度・鉛直度等を確保し、ライナープレートを固定するため、頂部をH鋼等で組んだ井桁に堅固に固定し、移動や変形を防止しなければならない。</p> <p>4) ライナープレートの組立てにおいて、継目が縦方向に通らないよう、千鳥状に設置しなければならない。また、土留背面と掘削壁との間に、モルタル等を充填し間隙が生じないようにしなければならない。</p>					施工場所	種別	施工方法	施工条件	発進立坑	鋼矢板土留 (IV型)	油圧圧入引抜機 (硬質地盤クリア工法)	50<N値≤100	到達立坑	ライナープレート 式立坑	機械施工 人力施工	
施工場所	種別	施工方法	施工条件														
発進立坑	鋼矢板土留 (IV型)	油圧圧入引抜機 (硬質地盤クリア工法)	50<N値≤100														
到達立坑	ライナープレート 式立坑	機械施工 人力施工															
3 水替工	<p>1) 本工事における湧水量は、次のとおり想定している。</p> <table border="1" data-bbox="383 2060 1324 2105"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>想定排水量</th> <th>排水方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					場所	想定排水量	排水方法	備考								
場所	想定排水量	排水方法	備考														

項目	内 容			摘 要
	発進立坑	40m ³ /h未満	作業時排水	
	到達立坑	40m ³ /h未満	作業時排水	
	分流工	40m ³ /h未満	作業時排水	
	放流工	40m ³ /h未満	作業時排水	
<p>4 仮締切工</p> <p>5 仮設排水路</p>	<p>2) 受注者は、現場での湧水量について、実態に基づき計測及びポンプ等の設置と現場施工状況管理を行い監督職員に報告するとともに、監督職員の確認を得るものとする。</p> <p>3) 現場湧水量が想定以上であった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>4) ポンプ等による排水先は、監督職員と協議の上、決定するものとする。</p> <p>5) 立坑掘削時の水替えにおける濁水の処理については、一般土木工事における濁水処理工(機械沈殿処理方式)とする。なお、濁水の状況でこれにより難しい場合は、監督職員と協議の上、決定するものとする。</p> <p>図面に示す既設水路の仮締切工について、止水が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。また、工事期間中の点検、補修、維持管理及び施工完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。</p> <p>仮設排水路の規模は、分流部でQ_{max}=1.332m³/s以上、放流部でQ_{max}=0.450m³/s以上の通水能力を確保するものとする。</p>			
<p>第6章 工事用地等</p>				
<p>1 発注者が確保している用地</p>	<p>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。</p>			
<p>2 工事用地等の使用及び返還</p>	<p>1) 工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。</p> <p>2) 受注者は、工事用地等を監督職員の指示に基づき、適切に使用しなければならない。</p> <p>3) 受注者は、使用条件に基づき必要な措置を講じたあと、監督職員及び土地の所有者の立会いのもと、土地使用補償契約に定める期間内に工事用地の返還を行うものとする。</p> <p>なお、監督職員から要請があった場合は、「土地返還引受書」の徴取に協力するものとする。</p> <p>4) 受注者は、工事用地の返還後、土地の所有者等から原形復旧について苦情等があった場合は、監督職員と協議の上、誠意を持って対応するものとする。</p>			
<p>3 受注者の裁量による工事用地等</p>	<p>発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。</p>			
<p>第7章 工事用電力</p>	<p>本工事で使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。</p>			
<p>第8章 工事用材料</p>				
<p>1 規格及び品質</p>	<p>本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。</p>			

項 目	内 容	摘 要																					
	<p>1) 推進工法用管(φ1200mm)</p> <p>1) 推進工法用鉄筋コンクリート管(標準管・半管) 規格 : JSWAS A-2 2018 種類 : 内圧管 外圧強さ : 2種 内圧強さ : 0.4MPa以上 圧縮強度 : 50N/mm² 継手性能 : JA同等品</p> <p>2) 推進工法用鉄筋コンクリート管(標準管・半管) 規格 : JSWAS A-2 2018 種類 : 内圧管 外圧強さ : 2種 内圧強さ : 0.4MPa以上 圧縮強度 : 50N/mm²・70N/mm² 継手性能 : JC同等品</p> <p>3) 外殻鋼管付き推進工法用鉄筋コンクリート管(標準管) 種類 : 内圧管 外圧強さ : 3種 内圧強さ : 0.6MPa以上 圧縮強度 : 50N/mm² 継手性能 : JC同等品以上</p> <p>2) 石材及び骨材 クラッシュラン C-40 再生クラッシュラン RC-40 山砂 スクリーニングス</p> <p>3) 鋼材 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295 JIS G 3112 (D13及びD16) SD345 JIS G 3112 (D19以上) H形鋼 JIS G 3192 H-300×300、H-350×350、H-400×400 鋼矢板 IV型 JIS A 5523-SYW295 ライナープレート(亜鉛メッキ) JIS G 3101 下水道用マンホール蓋 JIS A 5506 (蓋上部より「農業排水」、「農」、「岩出市」の名を入れるものとする)</p> <p>4) コンクリート二次製品 組立人孔 4号 JIS A 5372 道路用鉄筋コンクリート側溝 1種、3種 JIS A 5372 ボックスカルバート T-25 (全国ボックスカルバート製品協会規格) L型擁壁 JIS A 5372A</p> <p>5) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="386 1854 1337 2119"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>呼び強度 (N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th> <th>W/C (%)</th> <th>セメントの 種類による 記号</th> <th>使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>25 (20)</td> <td>60 以下</td> <td>BB</td> <td>分流工 放流工他</td> </tr> <tr> <td>無筋コンクリート</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>25</td> <td>65</td> <td>BB</td> <td>基礎コンクリート 均しコンクリート</td> </tr> </tbody> </table>	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的	鉄筋コンクリート	21	12	25 (20)	60 以下	BB	分流工 放流工他	無筋コンクリート	18	8	25	65	BB	基礎コンクリート 均しコンクリート	
種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的																	
鉄筋コンクリート	21	12	25 (20)	60 以下	BB	分流工 放流工他																	
無筋コンクリート	18	8	25	65	BB	基礎コンクリート 均しコンクリート																	

項 目	内 容						摘 要																					
<p>2 見本又は資料提出</p> <p>3 監督職員の検査又は試験</p> <p>第9章 施工 1 一般事項 (1) 基準点</p>			(20)	以下																								
	18	8	40	65 以下	BB	基礎コンクリート 支圧壁コンクリート																						
<p>※ 粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。</p>																												
<p>6) 薬液注入材 水ガラス系溶液(無機)型 瞬結(一次注入)+緩結(中結)(二次注入)(中性) (劇物又はフッ素化合物を含まないものに限る)</p>																												
<p>7) 舗設材 アスファルト乳剤 JISK2208 アスファルト混合物 再生密粒度アスファルト混合物 (13)</p>																												
<p>8) その他 土木安定シート (引張強度980N/5cm)</p>																												
<p>9) 木材 受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。</p>																												
<p>1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。</p>																												
<p>なお、これ以外の材料についても自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が指示した場合は、これに応じなければならない。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>提 出 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石材及び骨材</td> <td>試験成績書、粒度分布表</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>示方配合表、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>鋼材類</td> <td>ミルシート</td> </tr> <tr> <td>管材類</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>その他資材</td> <td>カタログ、試験成績書等</td> </tr> </tbody> </table>								材 料 名	提 出 物	石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表	コンクリート	示方配合表、試験成績書	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	鋼材類	ミルシート	管材類	カタログ、試験成績書	その他資材	カタログ、試験成績書等							
材 料 名	提 出 物																											
石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表																											
コンクリート	示方配合表、試験成績書																											
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書																											
鋼材類	ミルシート																											
管材類	カタログ、試験成績書																											
その他資材	カタログ、試験成績書等																											
<p>次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>検査・試験項目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬液注入材</td> <td>外観・数量(体積等)</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> <tr> <td>管 材</td> <td>外観、寸法</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> <tr> <td>鋼材類</td> <td>外観、寸法</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>スランプ、空気量、 塩化物含有量</td> <td>構造物打設前 (種類毎の初回)</td> </tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td> <td>外観、寸法</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> <tr> <td>その他主要材料</td> <td>外観、寸法等</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> </tbody> </table>								材 料 名	検査・試験項目	備 考	薬液注入材	外観・数量(体積等)	搬入時抽出検査	管 材	外観、寸法	搬入時抽出検査	鋼材類	外観、寸法	搬入時抽出検査	生コンクリート	スランプ、空気量、 塩化物含有量	構造物打設前 (種類毎の初回)	コンクリート二次製品	外観、寸法	搬入時抽出検査	その他主要材料	外観、寸法等	搬入時抽出検査
材 料 名	検査・試験項目	備 考																										
薬液注入材	外観・数量(体積等)	搬入時抽出検査																										
管 材	外観、寸法	搬入時抽出検査																										
鋼材類	外観、寸法	搬入時抽出検査																										
生コンクリート	スランプ、空気量、 塩化物含有量	構造物打設前 (種類毎の初回)																										
コンクリート二次製品	外観、寸法	搬入時抽出検査																										
その他主要材料	外観、寸法等	搬入時抽出検査																										
<p>本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途監督職員が指示する。 なお、基準点等の位置データは測地成果2011に対応したものである。</p>																												

項 目	内 容	摘 要
(2) 中間技術検査	<p>1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。</p> <p>2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	
(3) 既設構造物に対する措置	<p>1) 本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。また、原形復旧する構造物については、既設構造物の形状、設置位置（座標による設置位置の記録）を確認し、監督職員に報告するものとする。</p> <p>2) 施工中に設計図書に示していない構造物が発見された場合、必要に応じ、撤去・復旧を指示する場合がある。</p> <p>3) 再利用する構造物がある場合は、慎重に取り扱うものとし、復旧まで現場内で保管するものとする。 なお、再利用が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>4) 受注者は、本工事の施工時に再利用が可能な資材、有価物を確認した場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	
(4) 舗装切断に伴う排水等の処理	<p>舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。</p>	
(5) 設計図書の充足	<p>本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。</p>	
2 再生資源等の利用		
(1) 建設副産物	<p>1) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>2) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p>	

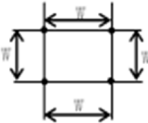
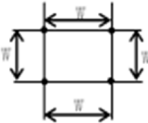
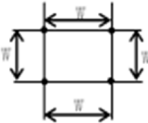
項目	内 容	摘 要																														
<p>(2) 再生資材の利用</p>	<p>受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="379 309 1327 481"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td>再生密粒度アスコン（13）</td> <td>使用箇所：発進到達場内整備</td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>RC-40</td> <td>使用箇所：基礎工、路盤工</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。</p>	資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（13）	使用箇所：発進到達場内整備	再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所：基礎工、路盤工																						
資 材 名	規 格	備 考																														
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（13）	使用箇所：発進到達場内整備																														
再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所：基礎工、路盤工																														
<p>3 建設資材廃棄物等の搬出</p>	<p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="371 795 1335 1850"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物</th> <th>処理施設名</th> <th>住 所</th> <th>受入時間</th> <th>事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート殻（有筋）</td> <td>司建設工業（株）</td> <td>岩出市押川字風吹水呑谷459番1</td> <td>7：00～17：00 （日曜祝日受入不可）</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>コンクリート殻（無筋）</td> <td>司建設工業（株）</td> <td>岩出市押川字風吹水呑谷459番1</td> <td>7：00～17：00 （日曜祝日受入不可）</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>アスファルト殻</td> <td>司建設工業（株）</td> <td>岩出市押川字風吹水呑谷459番1</td> <td>7：00～17：00 （日曜祝日受入不可）</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>建設発生土（砂質土）</td> <td>ダイワ砕石（株）</td> <td>岩出市押川字横谷456</td> <td>7：00～17：00 （日曜祝日受入不可）</td> <td>最終処分</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥（泥水）</td> <td>バベルテックステクノ（株）</td> <td>和歌山市竹房字大平488番地1他</td> <td>8：00～18：00 （日曜祝日夜間受入不可）</td> <td>再資源化施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、「資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規定について（令和6年5月28日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）」に基づき適正な搬出先への確実な搬出を行い、その内容を監督職員へ報告すること。</p>	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	コンクリート殻（有筋）	司建設工業（株）	岩出市押川字風吹水呑谷459番1	7：00～17：00 （日曜祝日受入不可）	再資源化施設	コンクリート殻（無筋）	司建設工業（株）	岩出市押川字風吹水呑谷459番1	7：00～17：00 （日曜祝日受入不可）	再資源化施設	アスファルト殻	司建設工業（株）	岩出市押川字風吹水呑谷459番1	7：00～17：00 （日曜祝日受入不可）	再資源化施設	建設発生土（砂質土）	ダイワ砕石（株）	岩出市押川字横谷456	7：00～17：00 （日曜祝日受入不可）	最終処分	建設汚泥（泥水）	バベルテックステクノ（株）	和歌山市竹房字大平488番地1他	8：00～18：00 （日曜祝日夜間受入不可）	再資源化施設	
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																												
コンクリート殻（有筋）	司建設工業（株）	岩出市押川字風吹水呑谷459番1	7：00～17：00 （日曜祝日受入不可）	再資源化施設																												
コンクリート殻（無筋）	司建設工業（株）	岩出市押川字風吹水呑谷459番1	7：00～17：00 （日曜祝日受入不可）	再資源化施設																												
アスファルト殻	司建設工業（株）	岩出市押川字風吹水呑谷459番1	7：00～17：00 （日曜祝日受入不可）	再資源化施設																												
建設発生土（砂質土）	ダイワ砕石（株）	岩出市押川字横谷456	7：00～17：00 （日曜祝日受入不可）	最終処分																												
建設汚泥（泥水）	バベルテックステクノ（株）	和歌山市竹房字大平488番地1他	8：00～18：00 （日曜祝日夜間受入不可）	再資源化施設																												

項目	内 容	摘 要																												
<p>4 特定建設資材の分別解体等</p>	<p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="371 344 1279 987"> <thead> <tr> <th data-bbox="371 344 435 439">工程ごとの作業内容及び解体方法</th> <th data-bbox="435 344 619 439">工 程</th> <th data-bbox="619 344 880 439">作業内容</th> <th data-bbox="880 344 1279 439">分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="371 439 435 528">①仮設</td> <td data-bbox="435 439 619 528"></td> <td data-bbox="619 439 880 528">仮設工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="880 439 1279 528">□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 528 435 618">②土工</td> <td data-bbox="435 528 619 618"></td> <td data-bbox="619 528 880 618">土工 ■有 □無</td> <td data-bbox="880 528 1279 618">□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 618 435 707">③基礎</td> <td data-bbox="435 618 619 707"></td> <td data-bbox="619 618 880 707">基礎工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="880 618 1279 707">□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 707 435 797">④本体構造</td> <td data-bbox="435 707 619 797"></td> <td data-bbox="619 707 880 797">本体構造の工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="880 707 1279 797">□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 797 435 887">⑤本体付属品</td> <td data-bbox="435 797 619 887"></td> <td data-bbox="619 797 880 887">本体付属品の工事 □有 ■無</td> <td data-bbox="880 797 1279 887">□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 887 435 987">⑥その他 ()</td> <td data-bbox="435 887 619 987"></td> <td data-bbox="619 887 880 987">その他の工事 □有 ■無</td> <td data-bbox="880 887 1279 987">□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設		仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工		土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎		基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	④本体構造		本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品		本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他 ()		その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法																											
①仮設		仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																											
②土工		土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																											
③基礎		基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																											
④本体構造		本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																											
⑤本体付属品		本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																											
⑥その他 ()		その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																											
<p>5 土工 (1) 掘削 (2) 埋戻し及び盛土</p>	<p>1) 表土剥 耕地の表土の剥ぎ取り厚さは、20cm 程度とし、表土の仮置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。 なお、表土の剥ぎ取りに先立ち監督職員、地権者等の立会を得て、表土の厚さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2) 掘 削 ①掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するものとする。 ②掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 ③法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p>埋戻し及び盛土は、現地発生土を使用するものとし、事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工するものとする。区分毎の詳細は以下のとおりとする。 1) 構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度90%以上となるよう締固めを行わなければならない。 2) 路肩盛土等その他の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度90%以上となるよう締固めを行わなければならない。</p>																													
<p>6 地盤改良 (1) 一般事項 (2) 薬液注入工</p>	<p>1) 薬液注入工の施工に当たっては、薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針(昭和49年8月16日付け地第940号農林水産大臣官房地方課長)、以下「暫定指針」という、「薬液注入工法の管理について(昭和52年5月19日付け構造改善局長建設部長)」及び「薬液注入工事に係る施工管理について(平成2年10月9日付け構造改善局建設部建設課長)」により施工しなければならない。 2) 施工に当たっては、注入工事に関する優れた技術と経験を有する責任技術者を現場に常駐させ十分な施工管理を行わなければならない。</p> <p>1) 注入範囲及び工法</p>																													

項 目	内 容	摘 要
	<p>注入範囲、土質分布及び削孔位置は、設計図書に示すとおりとする。なお、注入工法は、最も目的に合致する工法を選択するものとする。</p> <p>材料種類 : 溶液型無機タイプ 瞬結材(一次)、緩結(中結)材(二次)(中性)</p> <p>削孔間隔 : 1.0m・0.95m</p> <p>削孔総延長 : 発進立坑 坑口防護工 311.48m 発進立坑 底部改良工 560.00m 到達立坑 坑口防護工 130.14m 到達立坑 底部止水防護 147.50m 到達立坑 側部止水防護 194.70m</p> <p>削孔本数 : 発進立坑 坑口防護工 32本 発進立坑 底部改良工 32本 到達立坑 坑口防護工 25本 到達立坑 底部止水防護 25本 到達立坑 側部止水防護 33本</p> <p>総流入量 : 発進立坑 坑口防護工(一次) 11103^{リットル} 発進立坑 坑口防護工(二次) 33169^{リットル} 発進立坑 底部(一次) 17949^{リットル} 発進立坑 底部(二次) 54099^{リットル} 到達立坑 坑口防護工(一次) 677^{リットル} 到達立坑 坑口防護工(二次) 2031^{リットル} 到達立坑 底部止水防護(一次) 1767^{リットル} 到達立坑 底部止水防護(二次) 5301^{リットル} 到達立坑 側部止水防護(一次) 7988^{リットル} 到達立坑 側部止水防護(二次) 23862^{リットル}</p> <p>土質別注入率 : 礫質土36.0%(N値 : 0~50) : 礫質土31.5%(N値 : 50以上) : 砂質土40.5%(N値 : 0~30) : 砂質土31.5%(N値 : 30以上) : 粘性土28.0%(N値 : 0~4) : 粘性土24.0%(N値 : 4以上)</p> <p>2) 注入</p> <p>① 注入管の配置は、施工計画に基づき所定の位置及び深度を保つよう孔毎にチェックを行うものとし、所定位置の削孔が妨げられる場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>② 地盤の隆起や溝造物等に異常が生じた場合は、直ちに注入を中止し、監督職員と協議を行い適切な対策を講じるものとする。</p> <p>③ 注入中の圧力及び流量は、自記記録計を用いて常時記録して注入管理を行うものとする。また、使用薬液量が設計数量と流入実績で大幅に差異を生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>3) ゲルタイム</p> <p>注入材の調合に当たっては、水の温度、水質を考慮して適正なゲルタイムを保つように監視するものとする。</p> <p>4) 削孔</p> <p>工事に必要な削孔は、ボーリングマシンにて施工し、必要以上に地盤を乱すような削孔方式をとってはならない。削孔長の管理はロッドにマーキングをし、目視においても確認できるようにしなければならない。</p> <p>5) 水質監視</p> <p>① 薬液注入による地下水及び公共水域等の水質汚濁を防止するため、地下水水質検査用の観測井(発進基地及び到達立坑)で水質監視を行うこと。なお、観</p>	

項目	内 容	摘 要															
7 管体工	<p>測井の設置箇所については、別途監督職員と協議するものとする。 また、水質の測定項目、採水回数及び水質基準は、「暫定指針」及び 関連法規に準拠するものとする。</p> <p>② 水質検査の結果は、監督職員に報告するものとする。</p> <p>③ 機械器具の洗浄等による廃液処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他の法令に従って処分し、また、残土及び残材の処理に当たっては、人の健康被害を発生することのないよう措置を講じなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="399 537 1332 828"> <thead> <tr> <th>観測項目</th> <th>観測時期</th> <th>観測回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>注入工事着手前</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>注入工事施工中</td> <td>毎日1回以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>注入工事終了後 2週間を経過するまで</td> <td>毎日1回以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記2週間を経過後～ 注入終了後半年まで</td> <td>月2回以上</td> </tr> </tbody> </table>	観測項目	観測時期	観測回数	水素イオン濃度	注入工事着手前	1回		注入工事施工中	毎日1回以上		注入工事終了後 2週間を経過するまで	毎日1回以上		上記2週間を経過後～ 注入終了後半年まで	月2回以上	
観測項目	観測時期	観測回数															
水素イオン濃度	注入工事着手前	1回															
	注入工事施工中	毎日1回以上															
	注入工事終了後 2週間を経過するまで	毎日1回以上															
	上記2週間を経過後～ 注入終了後半年まで	月2回以上															
(1) 推進工法用管	<p>1) 据付方法 据付方法は以下に留意するものとする。 ①受口内面及び挿口のゴムリングを点検清掃し、引き寄せ時に土等が咬まないようにしなければならない。 ②ゴムリングの受口内面及び挿口のゴムリングに滑材を均等に塗布しなければならない。</p> <p>2) 割付図 施工に先立ち、管路の割付図（割付番号を含む）を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。</p>																
8 推進工	<p>推進工法については、次表により行うものと計画している。ただし、他の工法を採用する場合は監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="399 1344 1292 1433"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>最小曲線半径</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泥濃式推進工法</td> <td>R=55m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工法	最小曲線半径	備考	泥濃式推進工法	R=55m											
工法	最小曲線半径	備考															
泥濃式推進工法	R=55m																
(2) 仮設備	<p>1) 推進工の支圧壁は別添図面に示すとおりであり、支圧耐力3842kNと見込んでいる。</p> <p>2) 鋼矢板の撤去範囲は、別添図面に示すとおりである。ただし、撤去が困難な場合においては、監督職員と協議するものとする。</p> <p>3) 推進作業に当たり、規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、効果的な換気設備を設置することとする。</p>																
(3) 推進工	<p>1) 泥濃式推進工に当たっては、推進機の推進方法及び推進速度等について、綿密な計画を立て、入念な施工管理を行い、土質の変化に対応した施工をしなければならない。</p> <p>2) 高濃度泥水材の配合および注入量は、次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合、注入量を変更する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p style="text-align: right;">1m³ 当たり</p> <table border="1" data-bbox="399 1960 1308 2083"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>粉末粘土</th> <th>増粘剤</th> <th>目詰材</th> <th>水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>360kg</td> <td>3.0kg</td> <td>12.0$\frac{リ}{ル}$</td> <td>839.8$\frac{リ}{ル}$</td> </tr> <tr> <td>注入量</td> <td colspan="4">860$\frac{リ}{ル}$/m (平均)</td> </tr> </tbody> </table>	種目	粉末粘土	増粘剤	目詰材	水	数量	360kg	3.0kg	12.0 $\frac{リ}{ル}$	839.8 $\frac{リ}{ル}$	注入量	860 $\frac{リ}{ル}$ /m (平均)				
種目	粉末粘土	増粘剤	目詰材	水													
数量	360kg	3.0kg	12.0 $\frac{リ}{ル}$	839.8 $\frac{リ}{ル}$													
注入量	860 $\frac{リ}{ル}$ /m (平均)																

項 目	内 容	摘 要																								
<p>9 コンクリート工</p> <p>10 原形復旧工</p> <p>(1) 耕地復旧</p> <p>(2) 路盤工</p> <p>(3) 舗装工</p>	<p>3) 滑材注入は、管と地山との空隙に推進と併せて特殊グラウトを注入して、地盤沈下の防止、管の摩擦低減、接合部の漏水防止を図り、常に切羽圧バランスを満足させるものとする。滑材は、混合済み滑材の現場打ち込み、注入量は137L/mを標準とするが、他の材料又は配合とする場合、注入量を変更する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。なお、地下水による滑材の希釈・流亡等に起因し、標準注入量を注入しても、推進抵抗値が想定を上回る場合は、滑剤の配合、種類について監督職員と協議のうえ、変更できるものとする。</p> <p>4) 推進工によって生じた地盤のゆるみに対して安定を図るため、推進完了後に速やかに裏込め材を注入しなければならない。裏込め材の配合および注入量は次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合及び注入量を変更する場合は監督職員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="379 654 1316 824"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>セメント</th> <th>フライアッシュ</th> <th>ベントナイト</th> <th>分散剤</th> <th>目詰材</th> <th>水</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>500kg</td> <td>250kg</td> <td>100kg</td> <td>4.0kg</td> <td>5.0kg</td> <td>0.7m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入量</td> <td colspan="7">137^{リットル}/m</td> </tr> </tbody> </table> <p>裏込め材の注入は管体、道路、周辺の構造物に影響がないように常に監視しながら行うものとし、裏込め材の注入圧力は0.2MPa以下とする。使用材料は現場搬入後、監督職員の確認を受けるものとする。</p> <p>5) 本工事は、曲線推進があるため、推進管の追従性の確保やジャッキ推進力の適正な伝達及び、管端面の破損防止のための措置を講じること。</p> <p>6) 推進中は常に推進工上部の地上面の路面状況等を観測し、異常が発生した場合はただちに作業を中止し、応急処置を行うとともに監督職員に報告するものとする。</p> <p>7) 管目地については、流水等により容易に損傷しないよう、入念にモルタルで仕上げるものとする。</p> <p>8) 建設汚泥の場外搬出は、9時から17時の間にしなければならない。</p> <p>生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行わせるものとする。なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処理するものとする。</p> <p>耕地の復旧に当たっては、圧密・沈下していることが予想されるため、設置した仮設備等の仮設物を撤去した後、事前に計測した床土高さを各地点で確認するものとし、床土高さが低くなっている場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1) 路盤 路盤は、再生砕石（RC-40）を均一に敷均し、施工条件に合った機械により、施工管理基準別表第3品質管理2.土質関係の道路工（2）下層路盤工の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。</p> <p>1) アスファルト舗装 ① マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。 表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK-3）120^{リットル}/100^{m²}以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。 ② 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合</p>	種目	セメント	フライアッシュ	ベントナイト	分散剤	目詰材	水	備考	数量	500kg	250kg	100kg	4.0kg	5.0kg	0.7m ³		注入量	137 ^{リットル} /m							
種目	セメント	フライアッシュ	ベントナイト	分散剤	目詰材	水	備考																			
数量	500kg	250kg	100kg	4.0kg	5.0kg	0.7m ³																				
注入量	137 ^{リットル} /m																									

項 目	内 容	摘 要														
<p>(4) 既設構造物復旧</p> <p>第10章 施工管理</p> <p>1 主任技術者等の資格</p> <p>2 工程管理</p> <p>3 施工管理の追加項目</p> <p>第11章 条件変更の補足説明</p>	<p>物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。</p> <p>工事区間の中に設計図書に明示していない既設構造物が発見された場合、撤去復旧を必要に応じ追加することがある。</p> <p>主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。</p> <p>受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。</p> <p>1) 推進工 推進工については、施工管理基準の8 管水路工事の推進工事によるものとするが、曲線部のジョイント間隔については、JA継手区間で規格値+40mm及び JC継手区間で規格値+70mmを基本とし、継手から漏水が生じないように施工管理を行うものとする。なお、たわみ率については、適用除外とする。</p> <p>2) 薬液注入工 (社)日本グラウト協会発行の「薬液注入工施工資料」(平成30年度改訂)によるものとする。</p> <p>①直接測定による出来形管理</p> <table border="1" data-bbox="379 1079 1310 1267"> <thead> <tr> <th>管理項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注入孔数</td> <td>設計値以上</td> <td>全本数</td> <td rowspan="3">  </td> </tr> <tr> <td>注入孔間隔</td> <td>-100mm</td> <td>1箇所4本測定</td> </tr> <tr> <td>深さ</td> <td>設計値以上</td> <td>全本数</td> </tr> </tbody> </table> <p>②撮影記録による出来形管理 注入孔間隔、深さ及び施工状況、1施工箇所1回</p> <p>③品質管理 注入材料の品質証明を施工管理書類に添付するものとする。</p> <p>3) 漏水試験</p> <p>①継目試験 テストバンドにかける試験水圧は、0.08Mpa以上とする。なお、試験結果により、漏水対策を講じる必要がある場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に関する事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 土質 2) 転石の出現 3) 湧水及び地下水の噴出 4) 予想できなかった騒音及び交通規制 5) 第三者による事業の妨害 6) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 7) 関係機関との協議 8) その他監督職員が認めた事項 	管理項目	規格値	測定基準	測定箇所	注入孔数	設計値以上	全本数		注入孔間隔	-100mm	1箇所4本測定	深さ	設計値以上	全本数	
管理項目	規格値	測定基準	測定箇所													
注入孔数	設計値以上	全本数														
注入孔間隔	-100mm	1箇所4本測定														
深さ	設計値以上	全本数														

項 目	内 容	摘 要
第12章 公共事業 関係調査に 対する調査	<p>本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。</p> <p>なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。</p>	
第13章 その他		
1 電子納品	<p>工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-RまたはBD-R）正副2部 	
2 技術提案の 履行	<p>技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。</p> <p>(1) 施工計画書提出段階</p> <p>施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。</p> <p>ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。</p> <p>なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。</p> <p>また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>(2) 工事実施段階</p> <p>施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。</p> <p>(3) 工事完成検査段階</p> <p>工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。</p>	
3 週休2日による 施工	<p>(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含めない。</p> <p>②現場閉所とは、現場事務所等での作業を含め、1日を通して現場作業が行わ</p>	

項 目	内 容	摘 要																															
	<p>れない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。</p> <p>なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共有仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。</p> <p>①補正係数</p> <table border="1" data-bbox="414 1019 1292 1288"> <thead> <tr> <th></th> <th>週単位の週休2日</th> <th>月単位の週休2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>現場閉所1週間に2日以上</td> <td>現場閉所率28.5%（8日/28日）以上</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td> <td>1.06</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>②補正方法</p> <p>当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日補正を達成できない場合は、補正を行わず減額変更する。</p> <p>また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令順守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p> <p>(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。</p> <table border="1" data-bbox="438 1870 1268 2094"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>補正係数</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>月単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td> <td></td> <td>1.02</td> <td>市場単価</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防護柵設置工（横断・転落防止柵）</td> <td>設置</td> <td>1.02</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>1.02</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>		週単位の週休2日	月単位の週休2日	現場閉所率	現場閉所1週間に2日以上	現場閉所率28.5%（8日/28日）以上	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	名 称	区分	補正係数	備考	月単位	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	市場単価	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	〃	撤去	1.02	〃	
	週単位の週休2日	月単位の週休2日																															
現場閉所率	現場閉所1週間に2日以上	現場閉所率28.5%（8日/28日）以上																															
労務費	1.02	1.02																															
共通仮設費（率分）	1.05	1.04																															
現場管理費（率分）	1.06	1.05																															
名 称	区分	補正係数	備考																														
		月単位																															
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	市場単価																														
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	〃																														
	撤去	1.02	〃																														

